

(別 紙)

【居宅介護支援事業所】特定事業所集中減算における「正当な理由の範囲」について

堺市介護事業者課

*平成30年度介護報酬改定後

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、特定事業所集中減算の対象サービスとなるサービス事業所が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど、事業所が小規模である場合
- (3) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
- (4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業所に集中していると認められる場合
ただし、次の①及び②（又は③）の両方を満たす場合に限る。
 - ① サービスの質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を利用者から受けていること（※1）
 - ② 地域ケア会議や地域包括支援センターが実施するケース検討会議に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けていること（※2）
 - ③ 地域包括支援センターも参加したサービス担当者会議が開催されており、当該利用者の支援内容についての意見等を受けていること（※3）

※1 単に「複数の事業所を提示した結果、利用者が選択した場合」や「集合住宅との併設事業所であること」等をもって、サービスの質が高い理由とすることは原則認めない取扱いとします。

※2 地域ケア会議や地域包括支援センターが実施するケース検討会議は、当該減算にかかる理由の正当性を判定するために居宅介護支援事業所の要請に基づき開催されるものではありません。

※3 地域包括支援センターのサービス担当者会議への参加は、いわゆる「困難事例」等を対象に、対象者への適切な支援を目的に必要な検討を行うためのものです。当該減算にかかる理由の正当性を判定するために居宅介護支援事業所の要請に基づき参加することはありません。